

Title	商業政策の現代的課題：商業の倫理と論理
Sub Title	
Author	岩田, 仩
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.4 (1941. 4) ,p.478(54)- 506(82)
JaLC DOI	10.14991/001.19410401-0054
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410401-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

商業政策の現代的課題

— 商業の倫理と論理 —

岩 田 仞

最近に於て商業に關聯して多くの問題が提供され、その緊急なる解決が要望せられてゐる。曰く、新商業道德の樹立、商店の企業合同、商人の轉失業等々、飽かも舊體制の殘骸が商業に於て最も顯著であり、經濟新體制の確立にとつて商業政策が最も重要な役割を課せられてゐるの感がある。然らば商業政策の現代的課題は如何なる點に求むべきであらうか、更にそれは如何なる方向に向つて解決せらるべきか、本稿に於て此の問題を取扱はんとするものである。

本論に入るに先ち、問題の所在を明かにする意味に於て、戰時體制下に於ける商業に關し、一般に流布されてゐる誤つた見解を指摘しておく事が適當であるやうに思はれる。それは商業の變革に對する過度な要求であり、商業政策の過重である。戰時統制經濟下に於ける商業問題は一般に考へられてゐる程さして重要なものでもなく、商業

政策は戰時政策の中樞的なものでもない。

然らば何故に商業並びに商業政策に多くの問題が集中せられてゐるのであらうか。その最も重要な理由は、先づ計畫經濟に對立する市場經濟の樞軸が商業に求められると云ふ誤つた見解である。戰時體制への動向が、從來の市場經濟的分野の削減と計畫經濟的分野の擴大にある事は謂ふ迄もない。従つて右の立場よりすれば、商業の變革に戰時體制への編成替の根本的問題があると考へられる。併し乍ら果して現在の市場經濟の基調は商業に認むべきであらうか、甚だ疑ひなきを得ないのである。勿論自由經濟乃至それ以前に於ては、市場經濟の指導者は商人であり、商業にこそ基本的問題が伏在してゐた。然るに生産の集中と集積に伴つて獨占經濟の段階に移行するや、市場經濟の指導は商人より生産者の手へと移つてゐる。従つて現在、市場經濟より計畫經濟へ推移するに際して、問題となるのは商業ではなくして寧ろ生産である。商業の變革は生産のそれに必然的に隨伴するに過ぎない。

例へば新商業道德の問題にしても、それは決して商業にのみ限定すべき問題ではない。より基本的な問題は一般經濟倫理の更新にあり、寧ろ利潤を基調とした從來の生産體制の變革が戰時經濟の中樞的課題である。その解決に依つて新商業道德の樹立は自ら可能となる。否後述する如く商業倫理は既に獨占經濟段階に於て既に修正されており、商業に關する限り經濟倫理の更新は過去の問題に屬す。

又商人の轉失業、商店の企業合同の問題は、それ自體商業から生産への人口移動と云ふ事を内容とするものであつて、單なる商業機構の問題としてではなく、全社會經濟機構の問題として理解されなければならぬ。勿論獨占

經濟段階に於ても商業人口の過剰、商人救済の問題は存在し、當時は商業政策上の課題として論じ得たのであるが、國民經濟の計畫化に伴ふ商人の轉失業問題は、自ら過去のそれと質的内容を異にすると看做さなければならぬ。即ち現在の商業機構の整備は、他の經濟機構の整備を俟つて始めて解決し得る問題なのである。

右の如く戦時體制下の問題が商業に於て最も多く顯はれてゐるのは事實であるが、本質的には既に商業固有の問題から離れ、商業政策にのみその解決を求めるのは不當である。

尙ほ獨占經濟段階に於ける商業政策に關しては、且つて「我國に於ける小賣商問題」(本誌第三十二卷第十二號として論じた。参照せられ、は幸甚である。

二

經濟政策の現代的課題が、國防經濟の確立に存する事は、此處に改めて指摘する迄もない。併し、此の國防經濟の内容に關しては、一言附加しておく必要がある。戦争經濟が一つの大きな消費經濟であるのは明かであるけれども、此の戦争の持つ破壊的な性格のみを採り出す事は正しくない。具體的に云つても支那事變以後吾々は武力的な戦争と同時に東亞共榮圈の確立と云ふ建設的の課題をも持つてゐる。更に近代戦の性格、國際情勢の推移等を合せ考へる時、日本經濟の目標を、單に特定の戦争を武力的に遂行すると云ふ事のみ置くべきでなく、戦争經濟と同時に經濟力の發展と云ふ建設的な方面とを統合した高度の國防經濟の確立に邁進すべきである。然らば此の高度國防經濟の確立は如何にして達成し得るであらうか、之を端的に謂ふならば、日本經濟の重工業化と云ふ事に約言し

得る。特に吾國に於て此の命題は緊急を要するものである。從來日本の經濟發展は、農業を基底として、その上に輕工業を樞軸として來たのであつて、重工業部門の比重は資源的並びに社會的制約に基いて極めて低く、その多くは海外依存に待つた。然るに最近の國際情勢の悪化は斯かる産業構成を許さず、重工業部門の擴充とその自給性とに邁進せざるを得なくなつたのである。勿論日本經濟にとつて此の要請に答へるのは決して容易な事ではない。かくて經濟政策上に於ける凡ゆる努力は、此の國防國家建設、日本經濟の重工業化へ向けられるに至つた。此處に採り上げた商業政策の課題も亦それに洩れるものではない。

國防經濟への編成替―重工業化への要請は、具體的に如何なる手段に依つて行はれたであらうか。滿洲事變以後、先づ採られた方策は財政機構を通じて市場經濟原理に訴へる事であつた。即ち國家の財政收入による莫大なる需要、生産財の價格騰貴、生産財部門の収益率増加を通じての生産財生産の増大である。之は同時に軍需インフレーションを通じての景氣振興をも可能ならしめる。従つて世界恐慌に引續いての準戦時經濟段階に於ては一石二鳥の對策であつた。

併し乍ら國民經濟の再編成に際して、市場經濟原理にはその機能上の限度がある。即ち財政―價格體系を通じての生産財部門の擴充は、一方に於て購買力の増加に拍車を掛けると共に、他方に於て消費財部門生産の減退を惹起せしめ、兩者は相互に作用し、生産財について消費財の價格が騰貴する。かくしてインフレーションの進行は一步進められ、悪性インフレーションへの懸念が胚胎する。此處に二つの限界を認めなければならぬ。更に又消費財

價格の騰貴は消費財部門の収益率増大をも齎し、惹いては消費財生産の増加が顕はれてくる。此の事は當然に所期の目的たる生産部門擴充を阻害する結果となる。此處に市場經濟原理を通じての國民經濟再編成の第二の限界を認める事が出来る。

支那事變の勃發は、右の如き矛盾に停滯する事を許さず。一方に於て軍需品需要の激増に依つて、重工業の加速度的發展が要請され、他方に於て經濟再編成に對する計畫化が必至となつた。かくて從來の市場經濟原理を修正する必要に迫られたのである。即ち一定の計畫化の下に於ける國民經濟の強權的な編成替である。かくして資金、労働、物資等の流れに對して直接的な統制が加へられるに至つた。例へば資金に關しては資金調整法があり、労働に關しては従業員雇入制限令、青少年雇入制限令等が擧げられる。此處に商業上問題となるのは物資の移動に關する統制である。即ち從來市場に於ける價格の高低に左右されてゐた物資の流れを一定の計畫の下に強權的に動かす必要が生じた。換言すれば、國防經濟的觀點から、最も重要にして効果多き所に物資を配給するのである。かくて輸出入品等臨時措置法が公布され、之を母法として幾多の配給統制に關する法令が施行された。又單行法の形態でも配給統制法に關する法令が發布されたのである。

〔輸出入品等臨時措置法に基く配給統制に關する法令〕

鐵—鐵屑配給統制規則、錒鋼屑配給統制規則、鑄鐵配給統制規則

非鐵金屬—銅、鉛、錫等配給統制規則、白金等配給統制規則

燃料—石油配給統制規則、揮發油及び重油販賣取締規則、石炭販賣取締規則、木炭販賣取締規則、薪炭材需給調整規則、石炭配給調整規則

纖維關係品—絲配給統制規則、綿絲の取引制限に關する件、綿製品の販賣制限に關する件、輸出綿製品配給統制規則、毛氈襪配給統制規則、國產羊毛の購買制限に關する件、纖維製品配給統制規則、輸出入造絹製品配給統制規則、生糸配給統制規則、黃麻マニラ麻配給統制規則、苧麻大麻等統制規則、苧麻大麻の購買制限に關する件、纖維屑配給統制規則、ゴム—ゴム配給統制規則、屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則、ゴム靴の販賣制限に關する件、自動車タイヤ・チューブ配給統制規則

其他—皮革配給統制規則、米販賣取締規則、新聞用卷紙供給制限規則、原料甘藷配給統制規則、皮革原料たる水産動物、販賣制限に關する件、屑紙配給統制規則、マッチの製造及び配給に關する件、セメント配給統制規則、ソーダ工業藥品配給統制規則、漁網網配給統制規則、臨時穀物等の移出統制に關する件、食料品罐詰用空罐配給統制規則、農産罐詰の販賣制限に關する件、麥類配給統制規則、奢侈品等製造販賣制限規則、砂糖の購入制限に關する件、青果物配給統制規則、小麥粉等配給統制規則、澱粉類配給統制規則、藥品配給統制規則等

〔單行法に依る配給統制に關する法令〕

石炭配給統制法、米穀配給統制法、臨時肥料配給統制法、硫酸アンモニア増産及配給統制法、飼料配給統制法、米糠配給統制規則等

併し乍ら右の如き配給統制のみを以てしては充分でない。即ち價格統制を以てその裏打ちをしなければならぬ。國防經濟下にあつて市場經濟は著しく削減せしめられ、修正を受けたけれども、未だ放棄されてゐるのではない。物資が一定の價格體系に従つて移動してゐる事に變りはないのである。たとへ配給統制を以て物資移動の経路を決

定したとしても、現實にそれが行はれる爲にはそれに相應した價格體系を必要とする。たゞ從來にあつては、價格は市場に於ける需給の競合に依つて構成されたものであり、その結果として配給経路が形成されたのであるが、現在には先に配給経路が人為的に作られ、その實現の爲に價格の人為的設定が要求せられるのである。従つて配給統制の效果は價格統制の成否如何に掛つてゐる。

更に價格統制にはインフレーション阻止と云ふ重要な課題がある。市場經濟の全き放棄がなされざる限り、價格は需給原則に依つて絶えず刺激せられ、國防經濟下のインフレーションへの進行が常に胚胎する。インフレーションの進行は、財政の膨脹、輸出の阻止、國民生活の困難等の派生的現象を生みつゝ悪性化を辿るものであり、その對策は萬全を期さなければならぬ。勿論價格統制のみを以て之に對する事は不可能であるが、少くもその最も中樞的な對策である。

價格統制は具體的に次の如き過程を踏んで行はれた。

〔暴利行爲取締規則〕 暴利取締に關する法令は、既に大正六年の米騒動の對策として發布せられたものであるが、其の後三度改正せられ、更に昭和十四年十二月に根本的な改正が加へられ、戰時價格統制として登場する事となつた。曰く「何人ト雖モ暴利ヲ得テ物品販賣ヲ爲スコトヲ得ス、何人ト雖モ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ物品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ又ハ不當ノ報酬ヲ得テ物品ノ販賣ヲ媒介スルコトヲ得ス」(第一條)適用品目も當初八品目に限定されたものが、漸次増加せしめられ、本法では全品目に迄擴大される事となつたのである。併し乍ら云ふ所の暴利の標準に關する判斷は極めて困難なものであり、價格統制としては消極的な效果を持つに過ぎない。

〔物品販賣價格取締規則〕 價格統制は、その初期に於て先づ各商品に對して簡別的に行はれた。本法は一般日常生活品に關する規定である。東京に中央物價委員會、地方に地方物價委員會を設定し、各々物品の中央並に地方に於ける標準價格を決定して、商工大臣に答申する。その結果商工大臣が告示を以て物品と指定日を指定する場合、又商工大臣又は地方長官が物品の販賣價格を指定する場合、その價格が最高價格となり、それ以上の引上げが禁ぜられる。

〔各種販賣價格取締規則〕 右は日常生活品に關してあるが、原料品に付ては品種別に取締規則が制定され、同様な方法に依つて、主務大臣又は地方長官が最高値を指定する。即ち綿糸販賣價格取締規則、ステープル・ファイバー及びステープル・ファイバー糸販賣價格取締規則、人造絹糸販賣價格取締規則、皮革配給統制規則、毛糸販賣價格取締規則、絹紡糸販賣價格取締規則、農林水産物及び農林水産業用品販賣價格取締規則等。

〔價格等統制令〕 物品販賣價格取締規則其他前記の各規則に依つて、約三千種以上の商品に付て指定價格が設定された。併し乍ら斯かる簡別的な價格統制に依つては、充分にその目的を達する事が出来ず、次に綜合的な價格統制の段階に移行する事となつた。即ち輸出入品等臨時措置法に依る前記諸規則は廢され、國家總動員法の制定に依つて、價格等統制令が公布されたのである。

同法は先づ「價格ハ昭和十四年九月十八日ニ於ケル額ヲ超テテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ス」(第二條第一項前段)と規定して、一般の價格を釘付けにして、その引上を禁止したのである。尙ほ九月十八日の指定日に於ける價格のないもの、即ち季節品に關しては最近の季節に於ける市場價格又は之に準ずるもの、新製品に關しては之に類似する商品の指定日に於ける市場價格又は之に準ずるもの(第二條第三項及同施行規則第三條)。又九・一八價格が不當と考へられる時は、主務大臣、地方長官は引下げ後の額、引下げ實施の日を通知して價格の引下げを命ずる事を得るとし(第四條及同施行規則第九條)、其他官官署の指定した日の價格も九・一八價格と見做される(第二十條)。

右の停止価格は、価格を單に機械的に一定期日に釘付けにするのであつて、既に價格の騰勢が跛行的に行はれてきている場合、極めて不合理な現象を生む。斯かる缺陷を修正する爲に各種の工作を講じてゐる。

商工農業者の組合其他之に準ずるものが協議の結果、右の停止價格に代るべき價格を協定して、地方長官の認可を受けた場合は、その組合及び組合員に付て效力を持つ事となる。尙ほ地方長官が必要と認めた場合はアウトサイダーに對しても強制的に適用される(第三條)。之を停止價格に對して協定價格と云ふ。

又主務大臣又はその委任を受けた地方長官が、停止價格が不當なものと考へた場合、一般告示に依つて價格を指定する事が出来る。之を公定價格と呼ぶ。之は價格等統制令(第七條)に基くものと、他の法令(價格等統制令施行規則第十一條に列擧されてゐる)に依るものとある。

更に又停止價格(第二條第一項但書)及び公定價格(第七條第一項但書)の除外例として許可價格が認められてゐる。即ち價格等の支拂者又は受領者が、行政官廳の許可を受けた場合には、その許された價格で取引が出来る。

以上の如く現在に於ける商業政策上の手段は、配給統制と價格統制とを樞軸として展開されてゐる。

三

前述せる如く、商業政策の現代的課題が畢竟するに國防經濟の確立、重工業化に依つて規定されるとすれば、それは更に二つの面を持つ事となる。即ち擴充さるべき生産財部門と、縮少さるべき消費財部門とである。一定の日本經濟力を前提とすれば、前者の擴充は當然に後者の縮少を齎らす。然も商業現象は生産の様態に從つて規定されるものであり、商業分野には生産過程の此の二つの面に相應して相異なる現象が生れる。次に吾々は商業政策の課題を此の點より一步進めて考察してみよう。

先づ國防經濟確立の積極的な面たる生産財部門の擴充より考察しよう。生産財部門は、早くからその擴充が企圖せられた。既に昭和十二年五月軍部より「産業五ヶ年計畫」が企劃廳へ提出され、翌十三年三月には企劃院より「國防充實四ヶ年計畫」が發表された。更に昭和十三年十一月「生産力擴充四ヶ年計畫」が決定されて、「滿洲國産業開發五ヶ年計畫」と「北支生産力擴充計畫」との關聯の下に、此處に本格的に生産財部門擴充が開始されるに至つたのである。計畫産業として十五品目が指定され、幾多の立法措置が講ぜられる事となつた。

自動車製造事業法、製鐵事業法、人造石油製造事業法、帝國燃料會社法、産金法、重要礦産物増産法、日本産金振興株式會社法、石油資源開發法、工作機械製造事業法、硫安増産及配給統制法、電力管理法、帝國鑛業開發會社法等。

而して之等の分野にあつては、經濟力を最高度に發揮する事を必要とし、此處に重點主義が採用される。一定の經濟力を前提とする限り、従來の市場機構に依つて簇生せる優劣各種の企業を自由に活動せしめる事は適當でない。最も能率の高い優秀企業を最高度に發揮させる必要がある。かゝる重點主義の實現には、不足せる原材料資材をそれ等優秀企業へ優先的配給を前提條件とし、此處に生産財部門に於ける配給・價格統制の課題がある。

重點主義の爲には、先づ生産の分野に於て企業結合と企業合同の促進擴充が必要である。日本經濟の後進性と云ふ事からして、正常的な経過をへず急速に獨占經濟段階に移行せる結果、従來獨占體の結成が充分に行はれておらず、假へ組織されてゐてもその組織が低度であつて、アウトサイダーの存在と攪亂によつて影響せしめられてゐた。従つて、國防經濟下に於けるカルテル化の強化が先づ積極的に進められなければならない。

既に獨占段階に於て昭和六年重要産業統制法に依り共販組織結成の法的根據は與へられてゐた。併しそれは消極的な意義を持つたに過ぎない。事變後之等組織に積極性が付與され、更に進んで未組織の分野に於ても結成された。

例へば各種鋼製品共同販賣組合、硫酸販賣會社、磷酸肥料配給會社、日本鋼統制組合、石油共販株式會社、アムモニア曹達販賣會社、セメント共販會社、日本肥料株式會社、鐵鋼原料統制會社、日本澱粉株式會社等。

大規模企業に於けるが如きカルテルの形成されない中小工業部門にあつては、工業組合が重要な役割を演じる。本來工業組合は獨占段階には自主的統制團體であり、自衛的な性格を持つたものであつた。國防經濟下にあつては工業組合も亦一つの統制經濟の組織化の機關として組入れられる。即ち重點主義の能率増進、不足物資の使用の爲に利用されるのである。

而して國防經濟下のカルテル及び組合に依る組織化は、従前のそれと質的差異の存する事を注目しなければならぬ。獨占經濟下にあつては、獨占利潤の確保のために各企業の結合が行はれ、その進行も利潤原則に立脚したものであつた。然るに國防經濟段階に於ける強制的な生産の組織化の要請はやゝ趣を異にする。即ち生産力の最高度の擴充を企むために、カルテル乃至組合を通じて能率の高い優秀企業に多くの原材料の配給を行ふのである。

かゝるカルテル及び組合機能の質的轉換は、その構成要素たる各企業の從來に於ける利潤原則に立脚した經濟倫理の更新を必要とする事は謂ふ迄もないが、その機構に於ても新しき課題がある。獨占段階のカルテル的結合が利潤原則を基調とする限り、カルテル及び組合内部の相剋と共に相互間の鬭争が依然として殘される。國防經濟段階

にあつては斯る事態は許されない。國家の綜合的見地からの調整が常に約束されなければならないのである。かくて具體的には、企畫院の物動計畫に基いて、商工省内の臨時物資調整局の下に、重要産業に關して各需給調整協議會乃至統制協議會が結成された。即ち關係官廳、供給者側(生産者、輸入業者の團體)、需要者側(共販組織團體、一手買取機關)等に依り構成され、一定期間の生産、輸入の計畫、配給の割當が決定され、各企業はそれに基いて行動する。

以上の如き生産部面に於ける組織化は、當然に配給部面の組織化をも招來する。即ち現品の販賣に際して、指定販賣人、指定問屋、特約店等が指定せられ、多くの場合商業組合等の形態に依つて、商人の組織化が憑憑せられるのである。

鐵鋼業を例にとれば次の如くである。日本鐵鋼聯合會の統轄する各種共販組合員(メーカー)の生産する各種鋼材は、組合員から直接指定商(販賣人)を経て、指定問屋へ賣却され、更に特約店を通じて需要家の手に渡る。

指定商は、各共販組合の指定に依つて若干名宛が直屬し、大口需要に對する販賣と指定問屋に對する卸賣を行ふ。指定問屋は、過去の鋼材販賣問屋中の比較的取扱量の大きかつたものが共販よりそれ／＼指定されたものであつて、指定商より買受け特約店乃至需要家に販賣する。その團體としては、指定問屋五十五店を以て全國鋼材商業組合(全鋼商)を構成する。

特約店は、指定問屋より買受け、小口需要家へ販賣する。業者は三千數百を數へるが、各府縣別に商業組合を結成し、中央機關として全國鋼材特約店商業組合聯合會(特鋼聯)を構成する。

而して之等商人の組織化は同時に商人機能の喪失をも意味する。従来自由市場を通じて製品の購入、販賣が行はれた場合にのみ商人の機能は發揮されたのであつて、製品の流れが流通過程に入る前に既に決定されてゐる以上、商人の介在は、無意味であり、配給費用の累積と云ふ否定的要素のみ殘留する事となる。かくして商業分野の組織化は同時に商人の排除をも隨伴するものである。生産財部門にあつては、商人は比較的大規模であり、商人排除傾向は特に配給段階の壓縮の方向をとる。

即ち大規模産業に於ける共販會社、中小規模産業に於ける組合共販の設立に依つて、中間卸商はその存在を否定され、中央卸問屋は中央の共販組織に、地方問屋は地方共販組織に、それら包攝される運命に置かれる。又工業組合に於ける資材製品の共同購入並びに共同販賣が發展するにつれ、従来それを營んでゐた商人も亦當然に排除される事となる。

前述せる鐵鋼業に於て云へば、後に各種共販組合が改組せられ日本鋼材販賣株式會社等の結成をみるに及んで、配給段階の整備壓縮が行はれるに至つた。即ち従來の指定商の段階が認められず、指定商は指定問屋の中へ編入されるに至つた。それに伴つて全國鋼材商業組合も解散され、地區別商業組合が設立せられ、綜合機關として商業組合聯合會が結成された。商人の組織化はブール計算制にまで進み、商業利潤の固定化を餘儀なくせしめるのみならず、その機能喪失と相俟つて、商業利潤の抑制と削減とを必然的に隨伴せしめるものである。具體的には配給統制と價格統制が並行的に行はれ中間商人の商業利潤が直接的に統制される。かくて商人は一定の口錢をとる單なる手数料商の地位に隨する事となる。

る事となる。

再び鐵鋼業に例をとるならば、商人の口錢は次の如く決定されてゐる。指定商は建値に對し一二・五%、特約店は小口賣の場合一六%、實需に對しては一三%。

尚ほ右と同様の事は輸入資材に於ても考へられる。物動計畫に基く輸入の直接的統制は、先づ輸入商の組織化を必要とする。此の事は國際自由市場の喪失、各國の統制貿易の進展に依つて、更に拍車を掛けられる事となる。輸入統制に依つて既にそれ等輸入商品の國內使用は豫め決定されており、輸入商よりの商品移動も亦何等商人的機能を必要としない。かくて輸入商以後に於ける商人活動も全く阻止される事となる。

四

重要生産財部門の擴充に對應して、一般民需消費財部門の生産は停滯する。國防強化の爲に生産力を戦時下緊急部門へ極力集中する結果は、不要不急の民需品に對しては生産制限乃至生産禁止の方向に生産統制が促進強化せしめられる。その結果従來之等商品を取扱ふ配給機構は整理せられなければならない。七・七禁令に伴ふ商人の失業はその最も顯著なるものである。市場經濟下に於ては、需給の競合に依る價格に基いて生産が行はれる。従つて購買力の大なる場合、不要不足品と雖も生産は擴大される。反つて多くの場合贅澤品の需要者は購買力大であり、その商人的機能の發揮如何に依つて販賣が擴大され、商業機構は複雑を極める。然るに今やその生産が極度に抑制され

る事となれば、商人の整理と失業は大なる波紋を畫く事となる。

不要不急品のみならず、生活必需品にあつても、生産財部門の擴充に依つて、その生産は削減せしめられなければならない。かゝる事態に對して價格・配給統制に二つの課題が與へられる。一つは物價騰貴の抑制と適正價格の嚴守であり、一つは不足物資の圓滑なる配給と偏在物資の防止とである。

物資が不足せる場合、需給の不均衡からして、特にそれが生活必需品である場合、當然に物價騰貴を醸生する。然も一方に於て生産力擴充に伴ふ軍需インフレーションは、國民所得、購買力の増大を齎してゐる。その對策として前述せる價格統制は少からざる役割を演じるのであるが、かゝる部面よりの工作も、從來の市場經濟原理を全面的に否定せざる限り、充分なる効果は期待し得ない。即ち闇取引、闇相場の現出が之を物語る。

又物資が不足せる場合、更にそれが一部に偏在する時、社會的不安は増加する。買溜め賣惜みの現象は、物資不足の現状を必要以上に悪化せしめる事となる。その爲には消費規正の方策もとられる。例へば純綿、地下足袋の如き特定物資は、一定の用途にのみ消費せしめたり、マッチ、砂糖、木炭の如き一般生活必需品は、一人當り一消費單位當りの商品數量を一定量に限定すべく、切符制度が採用された。斯ゝる消費分野の統制も、市場經濟原理が残存する限り、萬全の策ではない。例へば空切符、切符の闇取引等の現象が顯はれる。

斯ゝる事態に對處する爲には、價格統制、消費規正等と並行して、配給機構の整備と整理とを必要とする。從來一般消費財の配給機關は特に混亂と過剩とを極めてゐた。その混亂を整備する事に依つて物資の流れは明白となり、

闇取引の摘發、並びに防止が容易となる。又その過剩を放置する時は、商人が各々利潤原則に立脚して物資の爭奪を行ひ、闇相場を敢てなす事となり、之を防止する爲にその整理が必要である。

從來一般消費財の分散組織は生産者賣店、産業組合、消費組合、百貨店、連鎖店等各種の配給機關が簇生し、その組織化は最も遲滞せる分野であつた。従つてその組織化の爲には先づ之等各種機關相互の配給分野を確立しなければならぬ。從來は此の問題の解決は専ら相互の自由競争に委ねられ、國家は此の問題に直接關與せず、關與した場合に於ても極めて消極的な態度をとるに過ぎなかつた。今や之の問題は明白に解決されなければならない。

當局では「配給機構整備に關する件」に於て次の如くその方針を説明してゐる。

一、配給機構の整備に當りて既存商業者の經營單位の擴充と商業組織の整備を圖り整備されたる商業機關をして配給業務を擔當せしむるを原則とし、生産者、需要者又はその團體に於て徒らに商業者を排除し資金及び勞力を新たに投下して配給部門に進出することは之を避けしめ、生産者、消費者等に就ては左記に依り措置すること。

(一) 生産者に付ては

(1) 配給機構の整備せらるゝ物資に付ては生産者の卸賣又は小賣は原則として之を認めざることにし、己むを得ざる場合には卸賣業者の團體に加入せしめたる上之を認むること、(2) 生産者が自己の生産品の外他より商品を生入れて之を販賣する實績を有する場合は右の實績に付て之を販賣業者として取扱ふこと。

(二) 購買組合、購買會等に依る物資の配給に付ては之等に依る配給が一般生活必需品の切符制度實施等に際し支障を來す如き事例あるべきを以て此種統制上支障なき限りその實績を認め新規配給は一般配給業者に依る配給を以て需要を充足し得ざる場合においてのみ之を認むること、町内會、部落會、隣保班等は之を配給機構として認めざることに。

配給機構の整備は商人と他の配給機関との配給分野の確定より更に進んで、商人自體の組織化をも行はなければならぬ。その手段として各配給段階に於ける商業組合の結成が要請される。従来と雖も商業組合は漸次増加し、小賣部面にあつては物資別乃至地區別の商業組合数は全國で九千に達してゐた。併し之は商人がその利潤を確保する爲の自衛的なもので、相互に聯絡も統一も欠けてゐた。今や之等商業組合は、不足物資の圓滑なる移動を目標とした機關への質的な轉換が必要である。その爲には従來の商業組合の統制整備を行ふと共に、未結成の分野には之を強化しなければならない。

當局の方針としては左記要領に依り各段階毎に配給業者を組織化することとしてゐる。配給組織整備に関する件

- (1) 元賣業者又は集散地問屋については全國單位又は經濟ブロック別に商業組合を設立せしむることとし必要ある場合は會社に統合すること。
- (2) 地方卸商又は産地問屋に付ては道府縣單位又は經濟ブロック別に商業組合を成立せしめ必要ある場合は會社に統合すること。
- (3) 小賣業者に付ては
 - (イ) 商品別に細別して組合を結成せしむるを避け地方事情に應じ、原則として包括的業種別組合を結成せしむること (商工次官通牒「生活必需品配給機構整備に関する件」参照)
 - (ロ) 小賣市場に付ては一定の取扱品目を限定し都市別に小賣市場出店者をして市場商業組合を結成せしめ、物資別小賣商業組合聯合會に加入せしめ、右聯合會を通じ物資の配給を爲すこと。
 - (ハ) 百貨店に對しては原則として百貨店組合を通じ配給を爲すこと。

消費財分散組織の問題は、その混亂の整備と同時に過剰の整理である。後述する如く、特に小賣商部門に於ては商店過剰の現象は著しがつた。更に物資が不足する場合、物資の移動を自由に放任する時は、取引の混亂が生れる。その対策として、先づ實績主義が執られる、併し乍ら物資の絶對量が不足する限り、一店當りの商品取扱數量は減少し、營業所得の減退は必至である。商店經營の不可能さへも惹起する場合がある。

例へば臨時計小賣商二萬の業者は、一店一ヶ月平均五個の時計の配給を受けるに過ぎないと云ふ例は屢々引用される所である。

かかる商店經營悪化に對應する対策として、商店經營の合理化、金融対策等が考慮されてゐる。例へば賣出しの廢止、裝飾の簡易化、廣告の共同化、サービスの廢止、御用聞、配達の廢止乃至共同化等々。商工組合中央金庫の組合貸付限度の擴張、銀行利率の引下、償還の繰越等もその一つである。併し乍ら之等の対策を以て、商人の經營難を解決し得ない事は明白である。

要は取扱商品減退に對する対策であり、之を解決する事に依つてのみ、經營及び生活の安定を確保せしめられるのである。物資數量そのものに限度があるとすれば、一店當り商品取扱數量を増加せしめるには、過剰商店の整理以外に途はない。

商店の免許制度は既に考へられており、前議會に上程される筈で中止となつた。免許制度に依つて、新規商店の濫設を防止するならば、現存せる商店の自然減少に依つて漸次整理される。併し之は極めて消極的な手段であり、

現實の事情は更に現存せる商店の積極的整理を緊急的に解決する必要に迫られ、その手段として商店の企業合同が考へられてゐる。

當局の方針にも「配給機構整備に関する件」配給機構整備上必要あるとき又は物動計畫の改訂等に因る取扱商品の減少に對應する爲必要あるときは商業者の企業合同又は共同經營を指導勸奨すること(次官通牒、中小商工業者の企業合同指導勸奨に関する件、參照)

企業合同に依つて共同配給所を作り、業者はその配給所の従業員となつて共同計算の下に共同配給を行ふ事は、勞力の集約化、人件費、店舗諸費等に於ける冗費の節減、配給の圓滑等が行はれ、經營の合理化の效果は少からざるものがある。勿論その實現の爲には、資産評價、出資、利益分配、實績の消却、仕入先販賣關係の整理等幾多の困難な問題があるけれども、實際の企業合同の氣運並びにその實現は促進されてゐる。

具體的な數字は掲げられないが、次の諸著書にその實例が數多く掲げられてゐる。赤羽幸雄著「商店企業合同の實際」伊藤若男、商業者の新體制と企業合同

而して企業合同に依つて、商店の過剩が整理され、その經營の合理化が進展せられるけれども、之のみで問題が解決された譯ではない。物資の絶對的不足といふ事實の前には、企業合同の結果失業者の發生は必至である。否それによつてのみ、企業合同に依る經營の改善は達成されると謂ひ得る。斯くして商店機構整理の問題は、悉く轉失業問題に歸着する事となる。

轉失業に對策は國防體制への編成替と同時に漸進的に行はれて來てゐる。即ち昭和十三年の物動計畫實施以來、

皮革、金屬、綿糸等の關係業者に生じた離職者には、厚生省に於ては失業對策部並びに失業對策委員會を設けて全國の職業紹介所を總動員して、主として従業者の適當な職業の斡旋を行つてきた。又商工省は轉業對策部(振興部と改稱)及び轉業對策委員會を設けて、業主の營業維持又は轉換に必要な對策を講じてきた。例へば受注の斡旋、技術の指導、轉換に要する工業組合設備への補助、商工相談所の整備擴充、轉換資金の貸付等である。

更に政府では昭和十五年十月二十二日の閣議で次の如き對策を公表した。

- (方針一、轉業は出来る限り官廳の統制措置を避け同業者の組合せに基づく自治的措置によらしめ政府においては之に對し必要な指導を加ふること。
- 二、轉業(従業者を含む)に依る犠牲を緩和し以て轉業を容易且つ迅速ならしむると共に、國民勞務再編成の見地よりこれが勞働力を最も緊要なる方面に再配置すべき十分の施設を講ずること。
- (施設)一、人の問題 イ、轉業問題の處理に當りては轉業者に對し失業者たるの失業感を與ふることなく、國策の必要に基き時局下緊要なる方面に動員配置されるの榮譽と如何なる勞働をも厭はざるの覺悟とを抱かしむるを旨とする。こと。
- ロ、轉業については年少者、兼業者等轉業容易なる者を先にし年長者、専業者等轉業困難なる者は多少能率低きものと雖なるべく現在の業務を繼續せしむること。
- ハ、轉業先は概ね次 如くすること。①軍需産業、②生産力擴充及付帶産業、③滿洲開拓民(中小工業開拓民を含む)、④支那、南洋其の他海外への移住進出、⑤産業生産力擴充(國又は公共團體營開墾及歸農)、⑥國防上必要なる土木事業。
- ニ、轉業の相談に應じ適切なる勸奨指導を加ふべき國民職業指導所を設置すること。

ホ、轉業者を收容して精神的肉體的的基本訓練を行ふべき國民勤勞訓練所を設置すること。

二、物の問題 轉業者の財産處分負債整理等にたいする便宜を供與し、以てその犠牲を尠少ならしめ轉業を容易ならしむること、これがため國民更生金庫を設けること。

更にその施設を簡単に紹介するならば

〔國民職業指導所〕 現在道府縣に存する職業紹介所、中央商工相談所を統合して作る。事業としては、職業轉換の勸奨、相談、指導、就職者の紹介、斡旋、其の他労働の配分に關する事務を有機的一體として行ふ。知事を責任者として、その地方に於ける商工業その他の産業及び社會事業に付き知識経験を有するものより國民職業指導員を選任して業務を執行せしめる。尙ほ主管は厚生省にして、關係各省と協力する事になつてゐる。

〔國民勤勞訓練所〕 差當り東京、大阪の二ヶ所に設置され、收容期間三ヶ月以内、その間原則として合宿せしめ、家族に對する生活手當をも考慮する。收容人員は大體千人から二千人位迄として、費用は國家が負擔する。

〔國民更生金庫〕 時局の要請に應じて轉廢業せんとする者の資産負債の整理を促進するのを目的とする。即ち轉廢業者よりその事業用財産、不動産の信託讓渡を受けて之を管理、處分し、又右資産評價額の限度に於て負債償還資金、轉職資金等の貸付を行ふ。者はその際引受財産の評価は一應營業を繼續するものとしての妥當なる價格に依ると云ふ特典を與へる。信託を受けた資産の評価額と處分價格との差損額は政府が之を補填する。又貸付方法は商業組合、工業組合の手を通じて商工省に申請されたものに對し、同省の貸付評價委員が評價して貸出す。

〔職業補導所〕 轉業の補導機關で全國各府縣各地に存在する。轉業に必要な技術、知識を二ヶ月乃至四ヶ月の短期間で無料で授けやうと云ふ職業紹介所直屬の機關である。種目は、男子は旋盤科、仕上科、フライスコ、製圖科、外地科、女子は旋盤科、検査工科、製圖科、事務科、計理科、タイプライター科、電話交換手科等あり。

此の他にも地方的施設がある。

右の諸施設に依つて轉業が漸次行はれつゝある事は事實である。併し乍ら轉業問題が一應解決され、商業機構が整備された場合と雖も、商人が従前と同様に利潤原則に立脚して經營活動をなす限り、前掲せる適正價格の嚴守と物資の圓滑なる配給と云ふ課題は達成されない。のみならず各般の統制強化に依つて、従前の如く商業利潤を目標とせず、一定の手數料を確得する物資の配給機關への變質が餘儀なくされるのである。此處に新しい商業道德の昂揚が叫ばれる所以である。

新商業道德の確立を目指す具體的な運動として、商業報國會なるものが展開してゐる。各府縣に府縣聯盟が組織され、中央に中央本部が結成されてゐる。その宣言に曰く、この時に當り吾等商業者は時局の重大性と國家目的完遂の責を深く認識し、至公至平の國家的立場より挺身國難の克服に邁進す可く茲に商業報國會を結成せり吾等商業者は舊來の營利本位の經濟觀念を修正し、商業本來の配給機能に國家的立場において再把握すると共に國防國家の要請せる合理的配給組織を樹立せんとするものなり。

五

以上に依つて、商業政策上の課題が、具體的に如何なる方向に向けられてゐるかを、極めて概略的にはあるが理解し得た。之を要するに、國防經濟への編成替の爲の配給・價格統制を通じて行はれる商業の變質とその組織化に求められる。吾々は更に進んで之を商業の倫理と論理の問題としてその現代的意義を検討しよう。

先づ商業倫理の問題を採り上げる。商業倫理とは、商業活動の基調が如何なる主觀的動機に置かれるかと云ふ事

と、更にそれが客観的に如何に評價されるかと云ふ事である。自由經濟以前にあつては、商業利潤の本質はその偶然的要素乃至は投機的要素に求める事が出来た。當時は未だ生産物が相互に交換される量的關係が全く偶然的であり、繼續的な交換とその交換の爲の規則的な再生産が行はれてゐないからである。商人が斯かる交換を媒介する限り、商業利潤は極めて投機的であり、商業倫理は單に商略及び欺瞞として顯はれる。従つて商業の不生産性と商人の不正とが屢々指摘せられるのである。併し乍ら一度交換の爲の再生産が開始せられ、交換が規則的となり、包括的となるならば、従前の商業利潤は修正を受ける事となる。交換の偶然性が止揚される事は、交換價值—價格の安定化を齎し、商業利潤の投機的要素は極めて削減されなければならない。此處に商業倫理の第一の修正の必然性を認める事が出来るのである。

併し乍ら市場經濟が存在する限り、即ち價格の騰落を媒介として物資の需給が行はれる限り、價格の實現と物資の移動とは生産者と消費者とを結合する商人の活動を通じて行はれ、商人も亦商品の賣買を通じて不斷に利潤を追求し得たのである。特に自由經濟の段階に於ては、商業利潤の投機性が、全面的に否定せられる事はない。何故なれば、當時の價格は市場に於ける需給の自由なる競合に依つて成立するものであり、景氣變動現象は本來の姿に於て市場に顯はれるからである。換言すれば生産分野に於ける自由競争—非計畫性は、價格の變動を恒常的たらしめる。然る限り價格變動乃至價格差を利用しての商人の投機的利潤發生の餘地は尙ほ存在する。

更に自由經濟より獨占經濟の段階に移行するや、商業倫理の全き變質が餘儀なくせしめられる。獨占經濟段階とは謂ふ迄もなく、生産分野に於ける獨占體の結成を以て特徴的とする。その結果、價格は自由價格より獨占價格へと變化する。獨占價格の設定は、生産者に依る價格の人為的操作であり、商人機能の衰退と喪失とを齎す。勿論景氣變動現象が消滅してしまふ譯ではないが、歪曲せしめられ、價格機構の弾力性は破壊せられる。然もそれは生産の獨占體の手に依つてなされたものであつて、それと對立關係にある商人は、價格に對する參與權を剝奪せしめられる。所謂商人の擬制化が行はれ、商業利潤は投機的要素を完全に喪失して、手數料的性格を付與される。かくして商人の貨幣収入は固定化せしめられ、所得の擴大ではなくして固定に、商業倫理の基調が置かれる事となるのである。

斯くして吾々は獨占經濟段階に於て、既に商業利潤の變質と、従つて商業倫理の更新とが、他動的にはあるが齎された事を銘記しなければならない。それは一般に今日主張されてゐる如く統制經濟の段階に於て始めて顯はれたものではないのである。今日考へられてゐる新商業道德は、先づその消極的側面として不當の利得を商人が爲し得ざる點が指摘される。併し之は既に自由經濟段階以前に於ける商業利潤の特質であり、既に過去の問題に屬す。寧ろ獨占經濟の段階に於ては、獨占利潤の問題として生産者の側に移行してゐる。次にその積極的側面としては、商人収入の固定化乃至規則性を擧げ得る。之も亦獨占經濟段階に於て既に顯はれたものに過ぎない。

統制經濟の段階にあつては獨占價格は統制價格へと移行する。統制價格が國家に依る價格現象の人為的操作である限り、商人の機能喪失にとつて獨占價格と何等差異はない。即ち商人は他動的に律せられる價格の下に、その機

能を營むに過ぎない。勿論統制經濟段階に於ける商業倫理の問題が、獨占經濟段階と全く軌を一にする譯ではなく、社會構造の變革は、商業利潤に對しても變化なしには置かない。

先づ第一に量的に増加せしめられる。獨占經濟段階に於ても、生産の凡ゆる分野に獨占體が形成されるのではなく、従つて商人が悉く擬制化せられるのではない。その遲滯する分野に於ては、商人は未だ本來の姿に於て活動し得るものである。然るに統制經濟段階特に國防經濟の段階にあつては、その計畫化の進展に伴つて統制價格は國民經濟の全面に迄波及する。従つて商業利潤の變質が一般化する。

次にその質的内容に於ても變化する事は注目しなければならない。即ち統制經濟下にあつても、商人が他律的に規定せられる價格の下に、變質せしめられるのに變りはないけれども、獨占價格と統制價格との間には、重大な差異が認められる。前者は商人と對立關係にある生産者の設定する價格であり、生産者の獨占利潤に對立して、商人の困窮なる事實が生れる。併し乍ら統制價格は、國民經濟の綜合的表現たる國家の設定する價格である。従つてその場合生産者と商人とは同一水準に置かれ、生産者も亦商人と同様に他動的に律せられる價格の下に活動する。かくして獨占經濟時代に於ける商業政策の課題である商人と生産者との對立を調整すると云ふ問題は、此處に一應解消する事となる。

此の事からして統制經濟下に於ける經濟倫理の問題は、商業の分野より寧ろ生産の分野にある事が察知し得よう。商業道德の更改は、既に獨占經濟段階に於て生じた問題である。統制經濟段階にあつては、價格の指導性が生産者

より國家の手へ移行し、從來の生産者に於ける獨占利潤が適正利潤へと變革を餘儀なくせしめられる。斯かる生産分野に於ける利潤の變革、經濟倫理の修正こそ、國防經濟下の最も重大なる課題であると謂はなければならない。

併し乍ら商業倫理の問題が、既に完全に解決し得た譯ではない。即ち商業そのもの、本質が市場經濟的性格を持つたものであり、商業倫理の變質が常に他律的に強行せられてきた點が残される。全面的な價格統制が行はれてゐる今日、尙ほ闇取引、闇相場が横行せる事實は、商業倫理が未だ主體的には變化せざる事を裏書する。然らばその更改は如何にして可能であるか。吾々は此處に商業の論理の問題を見出すのである。

新しき倫理に即した商業行爲が主體的にも行はれる爲には、その行爲の基礎にある主觀的な動機が客觀化される秩序を必要とする。蓋しその客觀化に依つてのみ、その動機は商業行爲當事者にとつて規定的なものとなるからである。此の客觀化された秩序を生み出す事に商業の論理の問題がある。

前述せる商業利潤の本質からして、従前の商業の温床が自由市場に存する事は明かである。生産と消費、供給と需要の分野に於て自由競争が支配的である場合、商業はその本來の姿に於て顯はれ、その社會的活動は最も良く發揮された。併し乍ら産業革命以後近代的大規模生産が開始されるに至ると、商業の指導的役割は既に終る。併し自由經濟の段階に於ては、未だ市場經濟に於ける自由競争はみられ、商業は充分にその場を見出す事が出来たのである。その限りは於て、商業の倫理と論理は相互に矛盾なく自己を貫徹し得た。

然るに生産と資本の集積並びに集中の過程が進行し、獨占經濟の段階に移行するや、市場經濟は變質せしめられ、

此處に商業の論理が問題となる。先づ従来自由競争を地盤とせる商業が、社會經濟の變革に依り他動的にはあるがそれ自らの論理を棄て、組織化せしめられる事が要請される。既に商業それ自體變質を受け、新しき商業倫理に相應する論理の生誕が要求されるのである。然るに他方に於て之を制約し、之と矛盾せる論理が尙ほ殘存する。それは商業が自由競争を本質としてゐた爲に、獨占經濟下にあつて組織化が最も遲滯すると云ふ事である。その結果は商業人口の過剩と商業組織の混亂と云ふ事態を生む。自由經濟の段階にあつては、工業生産の顯著な發展に依り人口は農業より工業へ移動する。然るに一度獨占の段階に入るや、従来見られた如き生産の擴張は止み、生産制限、合理化等の手段に依る利潤の増大が圖られる。従つて工業部門に於ける就業者數が増加率は鈍化し、増加人口は他の部門に流入せざるを得ない。而して商業部門にあつては、前述せる如く獨占化の傾向遅く、就業者を反撥する傾向が比較的少く、此の部分への流入が顯著となる。かくて商業人口の過剩なる事態が生れる。次に商業の本質からそれ自體よりする組織化が遲滯し、他部門よりの組織化運動が進展する。生産者賣店、産業組合、消費組合等の進出である。又商業内部に於ても百貨店、連鎖店等の大規模經營の發生をみるに至る。商業部門はそれ自體組織化する能力を欠く爲に各種の配給機關が簇出して、獨占經濟の時代には反つて商業組織の混亂を惹起する事となるのである。以上の如く過剩と混亂を通じて従前の商業論理は依然として命脈を保つ。

かくして獨占經濟段階に於ける商業の論理は組織化への傾向であるにも拘らず、同時に之と矛盾せる論理が伏在する。之は獨占經濟段階も一つの市場經濟の範疇に屬するからに外ならない。前述せる如く、獨占經濟の段階にあつても市場經濟はそれ自體として活動し、歪曲せしめられるとは云へ依然として景氣變動現象を持つものである。然る限り社會全構造の組織化は不可能であり、景氣現象に基く波動運動の調節所として商業部門は未組織の儘に置かれる。かくて獨占經濟段階に於ては商業の論理は組織化と非組織化との二つの相互に相刺せる要素を含む事となる。

然るに國防經濟下にあつては、右の如き矛盾は許されない。それは新しき商業倫理の普及の爲に、組織化への要請が絶對的に強化せしめられるからである。國防經濟下に於て従來の利潤原則に基く商業活動が全面的に否定せられる事は前述せる所である。にも拘らず巷間に闇相場、闇取引が横行する。之を是正する爲には、商業機構の全面的な組織化が前提されなければならない。即ち新しき商業倫理の完成は商業論理の全き更新を待つて始めて可能である。新しい商業倫理の實現の爲には、その倫理觀念の昂揚とかそれに對應する法規的な制裁に待つ事は勿論であるが、更に進んで此の商業倫理を守る事に依つて、その生活が可能ならしめられるが如き秩序が必要である。闇相場、闇取引の必要なきか、又は之を行ふ餘地なきやう機構的に作り出す事に求めなければならない。前述せる生産財部門に於ける配給経路の單純化と系統化、消費財部門に於ける配給機關の整理に縮少はその具體的な顯はれに外ならないのである。

併し乍ら之れで商業の論理の問題が完全に解決された譯ではない。前述せる如く従来過剩と混亂を極めた商業分野の組織化は、轉失業と云ふ重大な問題を殘すのである。その解決は國民經濟の計畫化と各種産業に於ける労働收

容力、即ち生産力擴充如何に掛つてゐる。前者は生産の論理が市場經濟的なものから計畫經濟的なものへ移行する事であり、後者は生産が従前の倫理—利潤原則を揚棄して然も尙ほ完全に遂行される事を必要とする。前述せる如く、獨占經濟がその生産の市場經濟的性格の故に商業を未組織の分野として殘存せしめ、商業論理の相剋を生んだとすれば、商業の論理は倫理の場合に於けると同様に生産の論理の更新に依つて二貫性を取戻し得るのである。

(四月二日稿)

ルドルフ・ゴールドシャイドの『人間經濟學』に就いて

藤 林 敬 三

内 容

- 一 人間労働に關する生産政策の重要性の自覺
- 二 ゴールドシャイドの人間經濟學の基本問題
- 三 その評價

經濟生活の發展に對して、人間の労働が常に基本的な重要性を持つてゐることに就いては、今更ら詳述する必要もない。しかしこの人間労働の基本的な重要性の自覺は、最近に至るまでは、經濟生活の發展の裡に、充分の現實的な基礎を持ち得なかつたとも見ることが出来る。そしてこの労働の重要性の自覺は、労働の背後にあるものが人間であるといふ點から、従來種々の倫理的觀點に依つて色づけられ、人間の労働に關しては倫理と經濟の問題が絶へず結び合はされることに依つて、それだけ不鮮明なものとなされてゐた。しかもこれが問題を益々複雑なものとした許りではなく、時に倫理的な問題が前面により強く押し出されてゐる場合には、經濟の基盤からは、それは經濟の外からの、第二義的な問題であるとも觀られたし、それだけにまた労働の重要性が眞實に自覺せられることを妨げた